毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃又は黒色の鼓形象物一個	毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃
毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃又は縦に上から黒色の鼓形象物一個及び赤色の方旗一旒	毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃
総トン数三百トン以上の入航船は、木津川運河外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数三百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数三百トン未満の入出航船は、入出航することができること。	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。